

八代市危機管理指針の概要

(1) 策定の目的

- ① 自然災害や大規模事故等の危機管理については、災害対策基本法に基づき、地域防災計画を策定し対応している。また、武力攻撃・テロの危機管理については、国民保護法に基づき国民保護計画を策定し対応する体制を整えている。
- ② 今回、上記計画で想定されている災害等以外の事件や事故が発生した場合の本市の危機管理体制や対策の基本的事項を示すものとして、危機管理指針を策定した。
- ③ これを受けて、各部課はいは、指針を踏まえ、所管事務に係る危機事態を想定し、危機管理マニュアルを作成するなどの対策を実施する。

(2) 危機事態の定義と想定

① 危機事態の定義

市民の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急事態及び市政の円滑な運営に支障を及ぼすおそれがある緊急事態をいう。(地域防災計画、国民保護計画等で想定する危機事態は除く。)

② 想定する危機事態

危機事態の発生を防止し、被害を最小限に食い止めるためには、各部課かに係る危機事態のケースをできるだけ多く想定し、事前に備えておくことが重要である。

指針の12～13項に例示する。

(3) 危機レベル及び危機管理体制

レベル1	危機事態発生の情報があり、情報収集・伝達が必要な場合及び部分的危機事態の発生又は発生のおそれがある場合	各課かい及び関係課かい体制
レベル2	危機事態の拡大又は発生のおそれがある場合	各部体制
レベル3	被害の拡大が予想され、大規模で社会的影響が大きく、全庁的な対応が必要と考えられる危機事態が発生した場合	全庁体制（危機対策本部体制）

(4) 危機管理の基本的事項

事前対策	危機管理責任者及び担当者の設置、危機管理マニュアルの作成、研修・訓練の実施など
応急対策	情報収集・伝達、対応体制・対処方針の決定、被害者への対応、被害の拡大防止、市民・報道機関への情報提供など
事後対策	市民生活の安定・復旧、安全性の確認と市民への周知、危機事態の再発防止、危機管理マニュアルの見直しなど